

業務指示書

ミャンマー国農業所得向上事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年7月27日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年7月29日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを認めない）

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業開発

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。

なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／農業開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業開発
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマーを含む東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 営農普及事業計画】

- 1) 類似業務の経験：営農普及
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマーを含む東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 灌溉施設設計】

- 1) 類似業務の経験：灌溉施設設計
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年8月5日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.08818 円 , US\$1 = 102.28 円 , EUR1 = 113.066円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（.）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プрезентーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム（<http://jica.webex.com/>）

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／農業開発

営農普及事業計画

灌漑施設設計

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

14.75 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年8月12日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ミャンマー国農業所得向上事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／農業開発	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制 （今回は評価の対象としません）	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 営農普及事業計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 灌溉施設設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ミャンマー連邦共和国（以下、「ミャンマー」という。）では国民の約6割が農業分野に従事し（2011年度、FAO）、農林水産業のGDPに占める割合は、29.8%である（2014年度、ミャンマー計画経済開発省）。工業セクター内でも食料・飲料製造業は登録製造業企業数の65.9%を占める（2009年度、ミャンマー工業統計）等、農産加工品がその多くを占める。他方、農業が主要産業である地方部の貧困率は29%と、都市部の15%（UNDP、2009～2010年）より高く、また、地方部における若年層を含む雇用創出が社会的課題となっている。

2016年3月に政権についていた国民民主連盟（NLD）政権は、雇用創出、農家の所得向上を重要な政策アジェンダとしており、5か年計画（2016年度～2020年度）においても農業所得の倍増を目指している。また、NLD政権は、元農業灌漑省、元協同組合省、元畜水産・地方開発省を統合し農業・畜産・灌漑省を設置することにより、インフラ整備から営農普及・小規模ビジネス振興までを含む地方部の開発を統合的に実施可能な体制を構築し、地方部の雇用創出に対処する姿勢を示している。

農家の所得向上、地方部の雇用創出のためには、地方部の主要産業である農業を、若年層にとっても魅力のある産業に育成するとともに、加工・流通など農業に附帯する産業を振興することが重要である。生産面だけでなく農産物加工・流通を含むバリューチェーン全体の強化を行うことで、所得向上効果は、生産面の改善だけでは1.5倍程度のところ、バリューチェーン全体では2倍程度を見込むことができる（JICA集約的農業推進プログラム準備調査、2016年）。

バリューチェーン全体の強化の視点から、JICAは「集約的農業推進プログラム準備調査」（2016年）を通じ、全国の灌漑地の中から今後優先的に整備を行うべき水資源ポテンシャル及び市場アクセスの良好な灌漑地として、マンダレー、サガイン、エーヤワディー、ネピドーを選定した。うち、ミャンマー政府はサガインを優先地域として検討を進めている。

本事業は、サガイン地域を対象に、農業生産インフラ及び流通インフラの整備並びに農業関連ビジネスの振興を通じ、若年層を含む農業関連ビジネスの雇用創出、農家所得の倍増を図るものであり、ミャンマー政府の目標を実現するための具体的施策と位置付けられ、実施の必要性が高い。

本調査は、ミャンマー政府からの要請を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。なお、上記プログラムでは、技術協力などのコンポーネントも含まれているが、本協力準備調査においては、有償資金協力事業の形成に限り調査を実施する。

2. プロジェクトの概要

（1）事業名

農業所得向上事業

（2）事業目的

本事業は、サガイン地域を対象に、農業生産インフラ及び流通インフラの整備並びに農業関連ビジネスの振興を行うことで、農家所得の向上を図り、もって地方部

の雇用創出及び都市・農村間の均衡ある発展に資するもの。

(3) 要請概要

- (ア) 展示圃場 560 か所（延べ）
- (イ) 灌溉施設改修約 20 万ヘクタール
- (ウ) 圃場整備 4,000 ヘクタール
- (エ) 農業機械化センター向け農機
- (オ) 洪水監視システム強化
- (カ) 農道改修 384 キロメートル、小橋梁改修 5 か所
- (キ) 積出港改修 1 か所
- (ク) 卸売市場改修 1 か所
- (ケ) コンサルティング・サービス
- (コ) 農業関連ビジネス振興

(4) 対象地域

サガイン地域 Kindat Right 灌溉地区、Kindat Left 灌溉地区、Kabo Right 灌溉地区、Kabo Left 灌溉地区

(5) 関係官庁・機関

- ① 農業畜産灌漑省計画局、農業局、灌漑水理管理局、農業機械化局、農地管理・統計局、地方開発局 (Department of Planning, Department of Irrigation and Water Utilization Management, Department of Agriculture, Agricultural Mechanization Department, Department of Agricultural Land Management and Statistics, Department of Rural Development, Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation)
- ② シュエボー市開発委員会 (Shwebo City Development Committee)
- ③ 運輸通信省内陸水運局 (Department of Inland Water Transport, Ministry of Transport and Communications)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ・集約的農業推進プログラム準備調査（プログラム形成：2016 年）
- ・バゴー地域西部灌漑開発事業（円借款：148.70 億円、2005 年）
- ・農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト（技術協力プロジェクト、2011 年～2017 年）
- ・イネ種子認証・供給体制強化プロジェクト（仮称、技術協力プロジェクト、2017 年～（予定））

3. 業務の目的

ミャンマー政府から円借款の要請のあった農業所得向上事業について、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ミャンマー政府から要請のあった農業所得向上事業について、「3. 業

務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、JICA がミャンマー側へ通知した調査実施にかかるレターに基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で隨時十分 JICA と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、ミャンマー側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- a) 調達・施工方法
- b) 事業費
- c) 事業実施機関の実施能力
- d) 操業・運営／維持・管理体制
- e) 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

(3) 調査の工程

事業スコープについては、先行する「集約的農業推進プログラム準備調査」で既に一定のスクリーニングを了していることから、本調査においては、上記調査の結果を基礎として設計・積算（含む測量等）、実施体制・資金フローの検討、社会経済調査等、一定の時間を要する業務及び案件のスコープに影響しうる業務を調査開始初期から進めることを想定する。

通常の FS であれば、予備設計前に実施する、事業の代替案の検討、最適案の選定のプロセスについては、先行する集約的農業推進プログラム準備調査で実施済みとの整理で、原則として割愛するが、コンサルタントによる主体的な提案を妨げるものではない。

(4) 環境社会配慮

本事業については、ミャンマーにおいて EIA の作成が必要とされている。特に、圃場整備については、住民の自発的な土地の交換を促す取り組みとなることから、これら事業コンポーネントが、ミャンマーにおける用地取得・住民移転の法制度・他事例を踏まえて、適切な手続きに基づき計画されるよう、本調査にお

いて必要な支援及び助言を行う必要がある。

また、本事業における圃場整備は、以下の先行調査の結果を踏まえて実施する必要がある。

- ・労働生産性向上、機械化促進に資する圃場整備のパイロット事業（2014年JIID）
- ・圃場整備ガイドライン整備（2014年JICA）

なお、本計画については、JICA環境社会配慮ガイドラインに基づくカテゴリーをBとしている。

環境社会配慮上の住民協議等を行いつつも、調査段階では事業の実施が確約されたものではないため、住民に誤解を生じさせないようコミュニケーションに注意する。

（5）設計の精度

本業務では予備設計（円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの設計、積算）までを実施する。

（6）実施体制・資金フロー・維持管理体制

本事業においては、上述の通り複数の実施機関が関係する予定であるが、先行するプログラム準備調査段階では、農業・畜産・灌漑省以外の省庁との調整は未了であるため、特に運輸通信省、シュエボー市開発委員会との調整については、十分に行い、実施体制を精査する。

また、資金フローについて、営農コンポーネントなどミャンマーにおいては円借款事業の先例のない計画を予定していることから、貸付実行方式やその際のJICAとしての資金の適正執行の確認方法なども念頭に、実効的な資金フローを確立可能か、精査する。

仮に実施体制・資金フローの面で実行可能性が低いと明らかになった場合には、スコープの削減も選択肢として検討を行う。その際には、ミャンマー政府関係者や日本側関係者との調整を十分に行う。

維持管理体制の検討のうち特に灌漑システム及び圃場整備地区については、以下の調査等を踏まえ、必要に応じて維持管理体制の強化をコンサルタント TORに反映させる。

- ・バゴー西部地域灌漑開発事業協力準備調査、圃場整備ガイドライン（協力準備調査、2014年）
- ・バゴー西部地域灌漑農業収益向上プロジェクト、灌漑アドバイザー等（技協、2016年～2021年）
- ・ミャンマー灌漑技術センター計画（技協、1988～1998、1999～2004）
- ・一般財団法人日本水土総合研究所（JIID）ミャンマー圃場整備ガイドライン

（7）事業スケジュール

集約的農業推進プログラムでは、サガイン地域の事業期間は5年間を予定していたが、事業効果の早期発現の観点から、実施機関の事業実施能力を踏まえつつ、事業期間の見直しを行う。その上で、2020年9月までに完工可能な部分と、それ以降まで期間を要する部分を明示的に区分けして整理する。

その際、特に営農普及コンポーネントについては、農家裨益の早期化の観点から特に早期に実施する必要があることから、灌漑改修後の通水を待たずに実施可

能なものから隨時早期に実施する計画を立案する。

ただし、先行するバゴー地域西部灌漑開発事業では雨季の水路工事において、技術的な課題も生じていることから、同事業の教訓を踏まえて、迅速化と品質管理の両面から事業実施スケジュールを検討する。

(8) 営農普及・バリューチェーン

①サガインの地域内で画一的な普及計画を立案するのではなく、地域を土壤・灌漑の有無等で地域分けし、地域別普及計画を立案し、進捗をモニターする指標を設定する。

②(i) 借款の期間では対処しきれない長期的課題（土壤改良など）、(ii)事業対象地内の灌漑地以外の普及ニーズについても、社会経済調査でニーズを確認する。
③普及面における政府の施策及び他ドナーの活動との整合をとる（例えば、IFADがネピド周辺の事業で、Knowledge Center を拠点とした普及体制を試行中。また、ミャンマー政府も新五か年計画で普及体制の改善を実施中）。

④営農普及コンポーネントでは、農業・畜産・灌漑省農業局を通じて展示圃場の設置、農家への研修、普及員への研修を実施する計画であるが、事業計画においては、事業費の積算のみにとどまらず、その裏付けとなる、営農普及の内容について、緬政府の普及体制（人員、拠点等）を基にして検討する。

⑤バリューチェーン強化の観点では、各事業コンポーネントを有機的に組み合わせてバリューチェーン全体での生産性強化、高付加価値化を実現可能な計画を検討する。

(9) 技術協力プロジェクト等との連携

以下プロジェクトの取り組み成果を踏まえ、①各プロジェクト成果の面向的展開・相乗効果発現を追求し、②本事業と過去の技術協力等との連携・相乗効果發揮が分かる様な整理を行い、③場合によっては、現在実施中の技術協力プロジェクト等との連携 Joint Coordination Committee (JCC) の開催など、技術協力関係者との調整の上、具体的な連携の枠組みを提案する。

シードバンクについては、ミャンマー側の評価が特に高いことから、シードバンクの遺伝資源から、サガイン地域の特性に適した品種を選定し、普及増殖する仕組みを構築できないか、協力準備調査を通じて検討する（上記①～③）。

「農民参加による優良種子増殖普及システム強化プロジェクト（技協、2011～2017）」については、稻優良種子の供給面で密な連携が求められる。また、同案件の後継の「イネ種子認証・供給体制強化プロジェクト」（技協、2017～（予定））については、サガインをプロジェクトサイトの一つに含む予定であるため、上記①～③を全て検討する。

「バゴー地域西部灌漑農業収益向上プロジェクト（技協、2016～2021）」では、本事業の営農普及の取り組みのプロトタイプといえる取り組みを先行していることから、同技術協力プロジェクトの知見を本事業計画に反映させるとともに、相違点とその理由について整理を行う（上記①、②）。

「中央乾燥地節水農業技術開発プロジェクト（技協、2013～2018）」については、乾燥畑作地帯における農業技術を開発していることから、本事業の実施後においても対象地域の乾季の畑作地帯向けに、農家のニーズを踏まえつつ、低投入型の豆等の生産性向上技術などの本事業の普及パッケージへの反映を検討する

(上記①)。

(10) 事業効果

事業効果の定量指標の設定については、広報効果の観点を念頭に、農業所得の向上の幅（所得2倍など）、裨益人口（100万人への裨益など）、裨益者層（女性、零細農家、土地なし層）などについて検討する。

また、フードバリューチェーン構築の観点から、各コンポーネントの関連性・相乗効果を示したうえで、評価指標については、フードバリューチェーン全体の生産性強化、付加価値向上について説明可能な指標を検討する。

(11) 官民連携・本邦企業

本事業では、圃場整備、流通インフラまでを実施するが、整備した施設が有効利用されるために、民間企業との連携も不可欠と考えることから、協力準備調査では官民連携・特に本邦企業との連携について、具体的に検討する。

特に、以下の企業について、ミャンマー国内での事業展開に向けた調査をJICAが支援中／計画中であるが、これらの成果を踏まえつつ、具体的な事業展開の地域を農業所得向上事業の対象地と重ねる可能性について、企業関係者と協議する。

■BOP-FS

- ・ 薬草栽培：新日本製薬（実施済み）
- ・ 天候インデックス保険：三井住友東京海上（実施済み）

■中小企業支援調査

- ・ 野菜種子栽培：福井シード（実施中）、久留米種苗（計画中）
- ・ 豆種子栽培：大和農園（実施中）
- ・ 生姜栽培：ファルマード（実施中）

(12) 水利施設の維持管理・農民組織化

水利施設の維持管理システムの検討においては、バゴー西部地域灌漑開発事業本体コンサルタント、バゴー西部地域灌漑農業収益向上プロジェクト（含む、同案件の灌漑政策アドバイザー）へのヒアリングを行い、コンサルタントによる支援の必要性とその規模を精査し、ミャンマー側関係者と十分に協議を重ね、特にコンサルタントMMに係るミャンマー側の理解を醸成する。

また、農民組織化が水管路、圃場整備地区の維持管理等の面で課題となっていることから、本事業を通じて水管路、圃場整備地区の維持管理等の面での住民組織化を具体的に進めるための計画を検討する。

(13) TOR ミッションにおける緬政府の要望事項

集約的農業推進プログラム準備調査では、明示されていなかった「種子選別機の農業局種子圃場への整備」について、TOR ミッションで先方政府より要望されたことから、協力準備調査でその妥当性が認められた場合には、事業コンポーネントに含め具体的な整備計画を立案する。

(14) 説明用資料の作成

本事業の対象地域の現状と課題、本事業の必要性及び本事業による成果を、一般的

に分かりやすく説明できるような映像資料を作成し、中間報告書の提出時（2016年12月）にあわせてJICAに提出すること。

（15）農業関連ビジネス振興

農業関連ビジネスは、地方部の雇用促進や農家所得向上の観点で重要な取り組みであることから、事業計画の立案に当たっては本体コンサルタント TOR や MM に、農業関連ビジネスを振興するための技術支援についても含めて検討することとする。なお、必要に応じて、展示圃場コンポーネントのように、ミャンマー政府機関を実施主体とした借款コンポーネントに含めることも検討する。

6. 業務の内容

【現況の確認及び事業の概略設計】

（1）インセプション・レポートの作成、協議

- 1) JICA が派遣した調査団の関連資料等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、ミャンマー側実施機関（農業・畜産・灌漑省、運輸通信省、シュエボー市開発委員会）及びミャンマー商工会議所連合会（UMFCCI）等民間関連機関を対象に調査方針、調査計画等を説明し、内容を協議・確認する（ワークショップ形式でも可）。

（2）プロジェクトの背景・経緯の確認

- 1) ミャンマーにおける農業開発に係る上位計画、特に新政権における方針を確認する。
- 2) ミャンマーにおける国の開発における農業開発の意義、農業セクターの現状と課題、農業開発の方向性、調査対象地域の農業の位置づけ・重要性について定量的な情報を基に確認する。
- 3) 調査対象地域の経済・社会状況を把握する。
- 4) 本プロジェクト要請の経緯と内容を確認する。
- 5) 農業セクターにおいて、他ドナーや国際機関の協力実績・予定を確認する。
- 6) 地方部の雇用動向（土地なし労働者、出稼ぎ、兼業機会等の地方部住民の生計を取り巻く状況）に関して、既存の統計や調査報告書から可能な限り定量的な情報を収集し、現状把握と問題点の抽出を行う。

（3）農産物需給・市場の確認

本事業を通じて生産を振興する想定の農産物について、集約的農業推進プログラム準備調査を参照しつつ、需給状況の、過去、現在、将来予測を整理し、事業の妥当性を確認する。その際、海外市場、国内市場のいずれの需要に応えるものか分析するとともに、本事業で対象とする作目に係る市場リスク（価格動向、不完全競争等）についても分析する。

（4）営農関係の現況把握

- 1) 関係機関の状況把握

- ①Sagaing Region Office : 農業普及関係業務（配置スタッフ、Region の年間活動計画など）の内容、DOA 傘下の Land Use Division の関係業務（スタッフ、土壤分析機器の保有など）、Sagaing 全体及び Shwebo District の土壤図、土地利用図
- ②DAR Satellite Farm : Pangon Farm, Zaloke Farm の状況（スタッフ、年間活動計画、研究内容、研究設備など）
- 2) Shwebo District 内の TS レベルでの農業状況把握
各 TS レベルでの農業概況（作目別生産、家畜保有状況、各 TS の土地利用図、土壤図、精米所数、農業振興上の課題）、各 TS の農業普及員の配置状況、各 TS の農業振興計画
- 3) Shwebo District の農家の状況
以下記載の社会調査を通じ、各 TS で 5 戸程度農家（土地持ち）インタビューを行い、その経営内容、資金調達、労働者調達、農業機械利用、経営上の課題（栽培や販売以外に、土作りはどうやっているか訊く）、DOA から普及サービスを受けたかどうか（受けた場合その内容）などを聴取する。農家は稻作農家ばかりでなく、園芸作をやっている農家を含む。問題の列挙ではなく、一戸一戸の農家の経営がどうなっているかわかるように。作物別経営収支がわかるようにレポートを作成する。
- 4) Shwebo District の農家以外の関係者の状況
 - ・精米業者の状況（設備、経営内容、課題など）
 - ・農業資材業者の活動状況（村レベルまでの売込みの状況）
 - ・仲買人の活動（農家兼務、精米業者の代理人、野菜集荷、資金調達など）
 - ・市場の卸売業者、小売業者の状況（集荷方法、経営内容、資金調達など）

【予備設計と事業効果の確認】

(1) 自然条件調査

本調査にて行う予備設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、必要に応じて以下の自然条件調査を行う。本業務については、現地再委託を認める。自然条件調査を要するコンポーネント及び、自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

- 1) 気象調査及び水利・水文調査
- 2) 地形調査：縦断測量、横断測量、平板測量、河川測量
対象：水路・道路等線形変更区間、橋梁架替え箇所、積出港整備箇所
- 3) 地質調査
対象：橋梁架替え箇所、積出港整備箇所
 - ・ボーリング調査（各サイト 2 ~ 3 本 × 20 m 程度を想定）
 - ・標準貫入試験（1 m 每）
 - ・土質試験一式
- 4) 土質試験
対象：水路・道路等線形変更区間

(2) 用水計画及び将来用水計画の予測

- 1) 対象河川の既存の用水データ（計画、実績）を入手するとともに、必要に応じて現地調査を行う。現地調査を必要とする場合は、その細目について、コンサルタントがプロポーザルで提案する。
- 2) 水需要に影響を与える以下の項目について調査する。
 - ア) 対象地域の開発計画（農業のみならず電力、上水、工業用水等を含む）
 - イ) 対象地域の社会経済指標
- 3) 対象河川の将来用水量（水力発電、都市用水との配分も可能な限り勘案する）を予測し、本事業の実施に支障が生じないことを確認する。

(3) 対象地域のコミュニティに係る社会調査（ベースライン・サーベイ）

本プロジェクトがプロジェクト対象地域の住民に与える効果、インパクトを把握するため、対象地域のコミュニティ社会調査を行い、各対象コミュニティの置かれている現状（人口、世帯数、民族構成、収入、貯蓄、生計手段・就業形態、公共インフラ整備、教育、保健等）を確認する。調査は可能な限り男女別、民族別に集計を行い、男女別、民族別の状況の変化が確認できるよう配慮する。本事務については、現地再委託にて実施することを認める。特に、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みをプロジェクト活動に含めるために必要な情報を収集する。

その際、特にミャンマーの小規模農家においては、2010年以前の搾取的な農業政策の帰結として資産が少なくリスクを取る能力が低くなっている可能性があるため、フローの概念である収入だけでなく、ストックの概念である資産（マイナスの資産としての借金も含む）に係る情報を収集し、インフラ整備の結果、現状と比べて高コスト・高収入の経営に移行する経営体力があるか確認する（例えば、目指すべき営農の在り方が、1エーカー当たり1500ドル程度の投入をするものであった場合に、資産が1エーカー当たり1000ドルある場合では借入金も活用しつつ目指すべき営農に移行することが可能でも、資産が1エーカー当たり100ドルしかない場合は、いくらインフラ整備を行ったとしても、目指すべき営農に移行することが難しい）。

また、三次水路の整備や圃場整備における農民組織による将来的な維持管理を念頭に、農民組織化のボトルネックとなっている事柄に関する仮説を立てたうえで、農民組織化を進めるための戦略を念頭に、関連情報を収集する。

さらに、農業を複数ある雇用機会の一つと捉え、農業に限らず住民にどのような雇用機会があり、地方部における雇用を促進するためにはどのような支援が効果的か検討するために必要な情報を収集する。そのため、調査対象者は土地持ち農家だけでなく、土地なし住民等も含める。

(4) プロジェクトの計画概要

上記調査及びJICAとの協議踏まえ、以下の項目を含むプロジェクトの事業概要を策定する。

- 1) プロジェクトの目的
- 2) 主要施設等の内容

計画の対象となる灌漑施設等について、その主要な諸元を計画する。

円借款の審査に当たり、主要施設については、先方実施機関とも協議の上、

優先順位付けを行い、複数の事業規模案を提示できるようにする。

プロジェクトの目的に整合するかたちで、農業関連ビジネスコンポーネントについては、雇用促進、農家所得向上の観点から有効と考えられる施策を計画する。

3) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・施工監理、ソフトコンポーネント等）の内容とその規模（M/M）について、計画する。

（5）予備設計

上記（4）にて計画した内容について、予備設計を実施する。その際、以下の項目に留意する。

- ・ 作付率の見直し等による施設の設計流量や施設構造等の検討
- ・ 見直した設計にもとづく施設設計の修正
- ・ 測量調査などの現地踏査から施設改修計画の見直し。
- ・ 工種ごとの数量計算、上記見直し結果にもとづいた工事数量確認、必要に応じた数量の修整

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

（6）施工方法

予備設計された施設について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

（7）プロジェクト実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIAの作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

（8）事業実施体制・資金フロー

ミャンマーで実施されている類似業務（例えば、バゴー地域西部灌漑開発事業、貧困削減地方開発事業（フェーズ1）など）の実施体制、制度を把握した上で、本プロジェクトの事業を実施するに際しての体制のあり方及び資金フローについて検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 事業実施体制の確認（PMU：Project Management Unit の設立等）
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 実施機関の財政・予算状況
- 4) 実施機関の技術水準
- 5) 実施機関の類似事業実施の経験
- 6) 本事業の実施体制に応じた資金フローの検討

7) 本事業の資金フローに応じた SOE 方式導入の検討

(9) 維持・管理体制

各コンポーネントの維持・管理体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。特に農民組織による維持管理が求められる末端水路、圃場整備地区については、農民組織化の具体的計画を立案する。

- 1) 維持・管理体制の確認
- 2) 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 維持・管理機関の財政・予算状況
- 4) 維持・管理機関の技術水準
- 5) 維持・管理機関の実績

(10) 環境社会配慮

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）（以下「ガイドライン」）を踏まえて、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案について「カテゴリB 案件報告書執筆要領」に基づき報告書を作成する。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、環境チェックリスト案を作成する。具体的な調査項目以下の通り。

1) 環境影響

①ベースとなる環境社会の状況確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得を含む社会経済状況に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等が無い場合、必要に応じて現地での測定にも続くデータ収集も含む。）

②相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

（ア）環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等

（イ）JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）との乖離及びその解消方法

（ウ）関係機関の役割

③スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

④影響の予測

⑤影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討

⑥緩和策（回避・最小化・代償）の検討

⑦環境管理計画（案）、モニタリング計画（実施体制、方法、費用等）（案）の作成

⑧予算、財源、実施体制の明確化

⑨ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

国内法上 EIA が必要な場合は上記に加え以下を実施する。

・既存の EIA が存在する場合は、協力準備調査においてそのレビューを実施。

・既存の EIA が存在しない場合は、協力準備調査において EIA の作成支援を行う。

2) 社会配慮

①簡易住民移転計画の作成支援：大規模ではないが住民移転が生じる場合、もしくは用地取得が生じる場合、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）及び「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づき簡易住民移転計画の作成支援を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①～⑫のとおり。

簡易住民移転計画案の策定のために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA 東南アジア・大洋州部へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ① 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定、及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカルグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。また、住民説明・協議の開催支援を行い、開催した場合は、議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画に如何に反映したかも記載する。

なお、簡易住民移転計画の作成支援にあたっては、移転対象住民の置かれたジェンダー状況を把握・分析の上、寡婦世帯、女性世帯主世帯等、特に脆弱な状態にある世帯に対する特別補償措置の必要性について検討。なお、補償が金銭で行われる場合、男性世帯主が金銭を独占し、配偶者に正確な補償金額が伝わらない、

または補償金が家庭に裨益しないこともある事から、金銭支払い方法については充分検討する。

(11) プロジェクトの概略事業費

プロジェクトの概略事業費については、以下に従って積算を行う。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. コミットメントチャージ
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他1（融資非適格項目）
 - ①用地補償等
 - ②関税・税金
 - ③事業実施者の一般管理費
 - ④建中金利（円借款の建中金利は、現時点ではミャンマーでは非適格項目としているが、レポート作成時に最新の情報を JICA 担当者に確認する）
- h. その他2
 - ①完成後の委託保守費（もしあれば）
 - ②初期運転資金（もしあれば）
 - ③移転地整備にかかる費用（もしあれば）
 - ④研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - ⑤当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部については算出方法等を JICA から指示することがある。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参考して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討、他ドナーとの比較

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。また、他ドナー等が実施した類似案件についての事業費等を入手し、「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成する。

(12) プロジェクト実施に当たっての留意事項とリスク管理表（案）の作成

プロジェクトを円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理した上で、リスク管理表（案）を作成する。

特に、プロジェクト実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

1) ミャンマーにおける当該類似業務の調達事情

- ・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- ・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
- ・現地施工業者の一般事情

3) 入札手法、契約条件の設定

- ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等

4) コンサルタントの選定方法

- ・International Consultants の採否 等

5) 施工業者の選定方針

- ・P Q : Pre-Qualification 条件の設定
- ・L C B : Local Competitive Bid の採否
- ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

6) 直営工事の妥当性

直営工事を想定する場合は、代替案（業者発注）と比較した場合の妥当性の検討を行う。

(13) プロジェクトの評価

プロジェクトを 1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、ベースライン値を収集するとともに、プロジェクト完成後約 3 年をめどとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数、内部収益率（E I R R）を算出する。

また、具体的なモニタリングの方法について検討の上、借款本体コンサルタントの TOR 案に反映させる。

プロジェクトの投入と雇用の拡大の間には外部条件が大きく、「雇用拡大」をプロジェクトの直接の目標に設定することは難しい面もあるが、雇用拡大を念頭に置きプロジェクト目標として適切な指標の検討を行い、ベースライン値の収集、目標値の設定を行う。また、本事業のアウトカムである「農業所得の向上」については、農家の所得向上だけでなく、精米や農産物加工の段階まで含めたバリューチェーン全体での農業所得向上の指標設定を検討し、ベースライン値を収集する。

(14) 貧困対策、気候変動、ジェンダー配慮、ドナー連携

本邦技術の活用や、貧困削減案件・気候変動対策案件・ジェンダー活動統合案件等のカテゴライズが可能か検討する。

貧困削減については、対象地域の農家が均一ではないことに留意しつつ、特に低所得農家への事業効果や、土地なし層への間接的裨益効果を確認し、一人当たり

り所得水準など可能な限り定量的な事業効果を算出する。事業目的から逸脱しない範囲で貧困農家（土地なし農業労働者及び零細農家）向けの支援コンポーネントが含まれることが望ましい。

本案件は、気候変動の影響により渇水が発生しやすくなっている地域の灌漑施設整備であり、気候変動の適応案件と位置付けられることから、協力準備調査にて相手側実施機関と認識を共有する。また、事業対象地域における気候変動影響のリスク評価を行い、本事業がかかるリスクの緩和に資するかどうか分析を行うとともに、よりリスクの低減に資する対策の追加を検討する。

ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みをプロジェクト活動に含めるために必要な情報を収集する。なお、女性の片親世帯や女性の土地なし労働者等、女性の中でも特に脆弱な層への配慮を、案件の枠組みの中で可能な限り行う。

また、他ドナーの事業との関係につき、JICA事業との関係性、連携の可能性検討、類似点・相違点の整理を行う。

(15) その他審査資料（案）の作成

その他、審査で求められる資料（案）について、既往 MM で対応可能な範囲で作成する。

(16) 準備調査報告書（ドラフト）の作成

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏める。

(17) 準備調査報告書（ドラフト）の協議

ミャンマー側実施機関（農業畜産灌漑省、運輸通信省、シュエボー市開発委員会）及び UMFCCI 等民間関連機関を対象にワークショップを開催し、準備調査報告書（ドラフト）の内容を協議・確認する。また、要すれば、個別に詳細協議を行う。

(18) 準備調査報告書の作成

ミャンマー政府関係者等への準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（5）準備調査報告書及び（6）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 日以内

部 数：英文 3 部（簡易製本）

(2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：英文25部（簡易製本）

(3) 中間報告書（含む、説明用映像）

記載事項：設計・積算概算、実施体制・資金フロー、圃場整備地区における環境
社会配慮を含むこととし、その他、提出時期までに調査を了した事項
及び説明用映像

提出時期：調査開始4ヶ月以内を目処

部 数：英文25部（簡易製本）

(4) 準備調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始6ヶ月以内を目処

部 数：英文25部（簡易製本）

(5) 準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するミャンマー側コメント提出
から1ヶ月以内

部 数：英文40部（製本）、CD-R3部

(6) デジタル画像集

記載事項：本事業実施前と、円借款による事業が完了するタイミングでの構造
物・整備効果の対比を行うことができる現場写真または映像資料

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部 数：CD-R2部

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2016年8月より業務を開始し、2016年12月下旬を目途に中間報告書を提出する。その後業務を継続し、2017年2月下旬までに準備調査報告書（ドラフト）、2017年4月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約33.25M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／農業開発（2号）
- 2) 営農普及計画（3号）
- 3) 灌溉設計・施工（3号）
- 4) 農道・橋梁・積出港計画
- 5) 農業機械
- 6) 水管理／洪水監視システム
- 7) 監理計画／調達計画
- 8) 資金フロー／事業実施体制
- 9) 環境社会配慮
- 10) 農民組織化
- 11) 経済分析／市場流通計画

3. 再委託

(1) 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・N G Oに再委託して実施することを認める。

- 1) 気象調査及び水利・水文調査
- 2) 地形調査
- 3) 地質調査（含む土質試験）
- 4) 社会調査

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

(2) 国内再委託

説明用映像作成については、国内再委託を認める。当該経費の見積りは、本体見積もりに含める。

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

本業務に関する以下の資料を JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第四課 (TEL:03-5226-8452) にて配布。

- ・本調査実施に係るミャンマー政府へのレター
- ・バゴー地域西部灌漑開発事業能力強化業務完了報告書

以下の資料は JICA 図書館 Web (<http://libopac.JICA.go.jp/>) で公開。

- ・集約的農業推進プログラム準備調査

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025312.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025313.html>

- ・灌漑施設改修事業準備調査

<http://libopac.JICA.go.jp/images/report/12175279.pdf>

- ・農業・農村開発ツーステップローン事業準備調査

<http://libopac.JICA.go.jp/images/report/P1000014463.html>

- ・貧困農民支援（2KR）準備調査報告書

2012 年 http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12113825_01.pdf

2013 年 http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12182234.pdf

- ・ミャンマー灌漑技術センター計画事後評価報告書

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_0601820_4_s.pdf

5. 相手国側の便宜供与

本業務における相手国側の便宜供与は以下のとおり。

- (1) 調査中の安全確保のための治安情報の提供
- (2) ミャンマー国内でアクセス可能な医療サービスに係る情報提供・便宜供与
- (3) 調査実施のために必要な資料・情報の提供
- (4) カウンターパート人員の配置
- (5) サガイン地域における事務スペースの提供（シュエボーの農業局または灌漑局事務所を想定。ただし、アメニティは机、いす程度。必要に応じてインターネット接続のあるホテルなどの借り上げを見積もりに含める）
- (6) 国内移動に必要な許可書の発行に係る便宜供与

6. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

7. その他の留意事項

- (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年

度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) カウンターパートの出張旅費

C／Pの出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後のC／P機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をC／Pに支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- 1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
 - 2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
 - 3) JICA が事前に承認していること
 - 4) C／P 機関からの申請書を取り付けていること
- 経費については分けて見積もることとする。

(3) 安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るように留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(4) 不正腐敗防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談する。

以上

